南相馬市除染計画 (第一版)

平成23年11月

南相馬市市長公室除染対策室

一 目 次 一

は1	じめに	1
計画	画の位置づけ	2
1.	除染の方針	3
	(1)目標	3
	(2)計画の期間	4
	(3) 汚染の状況に応じた除染方針	4
	(4)優先順位	5
	(5)計画の継続	6
2.	除染計画の対象となる区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	(1)生活圏	7
	(2)農地	7
3.	除染の実施者及びその区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
	(1) 国、県及び市等が管理する土地等	8
	(2) 生活圏((1) 以外の住宅等及びその用地)	8
	(3)農地	8
4 .	施設・土地の用途等に応じた除染方法	9
	(1)汚染状況の確認	
	(2) 生活圏における標準的な除染方法の例	9
	(3) 農地における標準的な除染方法の例	. 10
	(4) 南相馬市除染推進委員会(仮称)の設置	. 12
	(5)警戒区域及び計画的避難区域の除染との連携・調整	. 12
5.	除染の着手予定時期及び完了予定時期	. 13
	(1)生活圏	. 13
	(2)農地	. 13
6.	除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管及び管理	理に
	関する事項	. 14
	(1) 各行政区が管理する一時集積所の設置について	. 14
	(2) 市が管理する仮置き場の設置について	. 15
	(3) 中間貯蔵施設等について	. 15
	(4) 一時集積所及び仮置き場の安全の確保	. 15
	(5) 一時集積所から仮置き場までの運搬	. 16
	(6) 除去土壌等の保管	. 16
7.	その他	
	(1) 継続的なモニタリングの実施	. 18
	(2) 除染結果の公表	. 18
	(3) 事業者が留意すべき事項	. 18
	(4) 市民と協働による除染活動の推進	. 18
	(5) 除染作業に伴う財源の確保	. 18

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による地震と大津波により、 かけがえのない多くの尊い命が奪われ、これまで先祖が築きあげてきた歴史や 文化、自然、住環境が一瞬にして壊滅的な被害を受けました。さらには東京電 力福島第一原子力発電所の事故により、市内全域が放射性物質に汚染されてし まい、市民生活への不安や風評被害等経済活動にも大きな影響が出ています。

この放射性物質による汚染の原因は明白であり、本来、その原因者である東京電力と原子力政策を推進した国が全責任を負い、速やかに除染(放射性物質を除去すること。)を行なわなければなりません。市はそのことを強く要望してきましたが、これを待っていても市民の不安を解消できないことから、市として7月に「南相馬市放射性物質除染方針」を策定し、公共施設の除染を中心に取り組んできました。特に、8月と9月を除染強化月間と位置づけ、成人より放射線量の影響が大きい子どもが安心して生活できる環境を取り戻すことが最も重要と考え、学校、通学路、公園等の除染を実施しました。

しかし、震災から8か月を過ぎた現在でも、姿の見えない放射能に怯え、多くの市民が市外での避難生活を余儀なくされるとともに、健康への不安を抱えながら暮らさなければならない状況が続いています。

このことから、市民の放射性物資からの影響に対する不安を解消し、市民の皆さんが、特に本市の将来を担う子どもたちが、今後も安心して住み続けられる環境を取り戻すためには市内全域を除染することが必要と判断し、本計画を策定しました。

今後、本計画に基づいて市が主体となって、全力で除染に取り組んでまいります。ただ、汚染の範囲はあまりに広く、行政だけで早急に除染を進めるのは困難です。早急に除染を進め、少しでも早く放射線量を低減させるためには、南相馬市の総力をあげて除染に取り組む必要があります。市民の皆さんのご協力とご理解をお願いするものです。

なお、本計画は、作業の進捗状況や空間放射線量の推移を見極めながら見直しを行います。また、除染は、前例のない取り組みとなることから、常にその有効性などを検証し、効果的・効率的な除染方法を見出しながら実施していく必要があります。このため、除染の効果の評価結果や新たな除染技術の開発などによっても適宜見直しを行います。

計画の位置づけ

本計画は、平成23年8月26日原子力対策本部が決定した「除染に関する緊急実施方針」に基づき策定したものであり、7月に本市が策定した「南相馬市放射性物質除染方針」は、本計画に引き継がれ、本市の新たな除染の方針になります。

また、この計画は、来年1月に完全施行される「平成二十三年三月十一日に 発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放 射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(以下「放射性物質汚 染対処特別措置法」という。)」に基づく除染実施計画(「法定計画」)に引き継 がれることを想定しています。

1. 除染の方針

(1)目標

【生活圈1】

本計画期間における除染実施の目標は、市民の年間の追加被ばく線量が除染を実施する前と比較して半減することを目指します。

とりわけ、成人に比べ子どもは放射線に対する感受性が高いことから、 子どもの生活圏については、半減とする目標をさらに下回ることを目指し ます。

なお、除染実施の将来目標は、7月に策定した「南相馬市放射性物質除 染方針」を受け、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト未満²とするこ とを目標とします。

【農地】

本計画期間における除染実施の目標は、農地土壌中の放射性セシウム濃度を、米の予備調査の対象区域となる基準である1キログラム当たり1,000ペクレル³を下回ることを目標とします。

なお、除染実施の将来目標は、農畜産物から発生する放射性セシウムが 検出されないことを目標とします。

加えて、農地の除染により、近隣住民及び農業従事者の被ばくの軽減を 図り、追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト未満となることを目指しま す。

【森林】

本計画による除染実施の目標は、生活圏における年間の追加被ばく線量を半減するとした目標に即することとします。

なお、森林全体への対応については、その面積が大きく、腐棄土を剥ぐなどの除染方法を実施した場合には、膨大な除去土壌等が発生することとなり、また、災害防止などの森林の多面的な機能が損なわれる可能性があることから、今後の国の調査・検討を踏まえて実施することとします。

¹ この計画において、生活圏とは、人が日常生活において主に過ごす場所であり、住宅や学校、事業所等(職場等)などがこれにあたります。

² 追加被ばく線量年間1ミリシーベルトは、空間線量率では毎時約0.2マイクロシーベルト。

³ 平成23年8月に農林水産省が発表した「米の放射生物質調査の基本的な考え方について」を参考。

【河川】

河川については、降雨などの自然現象により、河床の状況が変化するなどの特性があります。また、除染を実施する際には、下流域への影響等を充分に考慮しなければなりません。

一方、現時点において、河川の水からは放射性物質は検出されていません。河床に放射性物質が沈着していることは考えられますが、河川水による遮へい効果を考慮すれば、市民に影響を及ぼす被ばく線量は、限定的と考えられます。

このことから、河川の除染については、国の実証実験結果や新たな科学的・技術的知見の確立を踏まえながら、早期実施に向けた検討を進めます。

(2)計画の期間

本計画を一次除染計画と位置付け、計画期間を平成26年3月末日まで とします。(農地の一部については、平成29年3月末日まで)

なお、本計画に基づいて除染を実施した場合には、その方法が妥当であったのか、有効な結果が得られたのかなどについて、その都度、評価を行い、その評価結果を本計画期間内並びに次期除染計画に反映することで柔軟かつ継続的に業務を見直し、将来目標を達成します。

(3) 汚染の状況に応じた除染方針

【生活圈】

除染を行う際は、以下のとおり、追加被ばく線量の高低等により区域を 分け、空間線量率を低減させるための有効な手段と除去土壌等の発生抑制 の双方を勘案しながら、効果的かつ効率的に市内全域を除染することとし ます。

なお、特に子どもが安心して生活できる環境を取り戻すため、学校等の子どもの生活圏については、より積極的な手法を用いて除染していくこととします。

①特定避難勧奨地点⁴を含む区域

本区域にある各施設及びその用地の各所で比較的高い放射線量を示すものと想定できることから、庭の土壌の除去などの除染の方法も選択肢としながら、一面を対象として除染を行います。

^{4 「}計画的避難区域」や「警戒区域」の外で、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりはないものの、事故発生後1年間の積算放射線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点。南相馬市内にあっては、平成23年11月1日時点で131地点。

②その他の区域

屋根、雨樋又は側溝等局所的に高い放射線量を示す箇所について、 洗浄や側溝内汚泥の除去を行うなどの方法で除染を行います。

【農地】

農地除染を行う際は、以下のとおり、農地土壌中の放射性セシウム濃度により区域を分け、放射性セシウム濃度を低減させるための有効な手段と除去土壌等の発生抑制の双方を勘案しながら、効果的かつ効率的に市内全域を除染することとします。

- ①1キログラム当たり5,000ベクレルを超える農地を含む区域 本区域にある農地は高い放射性セシウム濃度を示すものと想定で きることから、地目や土壌の条件を考慮した上で、表土削り取り、 水による土壌攪拌・除去などを選択して除染を行います。
- ②1キログラム当たり5,000ベクレル以下の農地を含む区域 本区域にある農地は比較的高い放射性セシウム濃度を示すものと 想定できることから、耕起を行っていない農地の表土削り取りなど の除染の方法も選択肢としながら除染を行います。
- ③1キログラム当たり2,000ベクレル以下の農地を含む区域 土壌調査等を実施し、放射線量の低減経過を確認して、除染作業 内容について検討します。

なお、水田については、原則として、一定期間主食用米の生産を 行わず、農地保全を兼ねた深耕をはじめとした除染を行います。

加えて、放射性セシウムを吸収する能力が高いと考えられている 植物により土壌から吸収させて回収する技術(ファイトレメディエ ーション技術)について、その有効性を確認しながら積極的に取り 組みます。

(4)優先順位

除染作業の優先順位は、効果的かつ効率的に除染を進める観点から、特定避難勧奨地点を含むなどの空間線量率の高い区域から、行政区などを単位として、効率的な除染が可能となるよう空間線量率、地形、水流等を考慮し土地の連続性をもって実施していきます。

農地については、放射性セシウム濃度の高低と作付け計画の両方を勘案 し、別途、優先順位を定めます。

なお、特に子どもが安心して生活できる環境を取り戻すため、学校等の 子どもの生活圏は、市が先行して除染を実施しております。

(5)計画の継続

除染計画終了後においても、将来目標達成のため、二次除染計画を作成 し、継続して除染を実施します。

2. 除染計画の対象となる区域

本計画の対象となる区域は、国が除染等を実施する警戒区域及び計画的避 難区域を除く市内全域とします。

(1) 生活圏

追加被ばく線量の高低等による区分毎の区域は、別添1「除染計画の対象となる区域(生活圏)一特定避難勧奨地点を含む区域ー」及び「除染計画の対象となる区域(生活圏)ーその他の区域ー」のとおりです。

(2)農地

放射性セシウム濃度の高低等による区分毎の区域は、別添 2 「除染計画の対象となる区域(農地)-1キログラム当たり 5 ,0 0 0 ベクレルを超える農地を含む区域ー」、「除染計画の対象となる区域(農地)-1キログラム当たり 2 ,0 0 0 ベクレルを超え 5 ,0 0 0 ベクレル以下の農地を含む区域ー」及び「除染計画の対象となる区域(農地)-2 ,0 0 0 ベクレル以下の農地を含む区域ー」のとおりです。

3. 除染の実施者及びその区域

(1) 国、県及び市等が管理する土地等

国、県及び市がそれぞれ管理する土地及び施設等については、原則 として各々の管理者によって除染を実施します。

具体的には、別添3「国、県及び市等が管理する土地等」を参照と します。

(2) 生活圏((1) 以外の住宅等、事業用建物等及びその用地)

原則として、市が事業主体となり除染を実施します。

【住宅等】

一戸建て住宅、共同住宅、下宿、併用住宅など

【事業用建物等】

福祉施設、病院、工場、店舗、事務所など

(3)農地

原則として、市が事業主体となり除染を実施します。

4. 施設・土地の用途等に応じた除染方法

(1) 汚染状況の確認

除染対象地区の中でも、雨水などの影響により放射性物質は偏在しており、局所的に高い空間線量率を示す場所もあれば、除染作業を要しないほどの低い空間線量率を示す場所もあります。

このため、除染を行おうとするときは、空間線量率を低減させるための 有効な手段と除去土壌等の発生抑制の双方を勘案しなければならないこと から、詳細なモニタリングを実施し汚染状況の確認をするとともに、地図 や建物配置図などの図面を用いて「汚染マップ」を作成します。

(2) 生活圏における標準的な除染方法の例

① 特定避難勧奨地点を含む区域など、比較的空間線量率が高い地域における標準的な除染作業例は、以下の表のとおりです。

ただし、除染を行おうとするときは、空間線量率を低減させるための有効な手段と除去土壌等の発生抑制の双方を勘案しなければならないことから、詳細なモニタリングを実施し汚染状況の確認したうえで決定していくこととします。

種別	方法			
住宅等	屋根の洗浄 雨樋の清掃 庭木の剪定 庭の除草			
事業用建物等	庭土の表土除去 側溝内汚泥の除去 側溝内洗浄			
(公共施設を				
含む)				
散水車・清掃車によるブラッシング				
	アスファルト継ぎ目・ひび割れ部分のブラッシング			
道路 側溝内汚泥の除去 側溝内洗浄				
	街路樹の剪定			
	道路表面の削り取り 再舗装			
生活圏の森林	枝葉の剪定 落ち葉の除去 除草			

② その他の区域など、比較的空間線量率が低い地域における標準的な除 染作業例は、以下の表のとおりです。

種別	方法			
住宅等	屋根の洗浄 雨樋の清掃 庭木の剪定 庭の除草			
	一部高線量地点の土壌等の除去 側溝内汚泥の除去			
事業用建物	側溝内洗浄			
(公共施設を				
含む)				
道路	散水車・清掃車によるブラッシング			
	アスファルト継ぎ目・ひび割れ部分のブラッシング			
	側溝内汚泥の除去 側溝内洗浄			
	街路樹の剪定			
生活圏の森林	枝葉の剪定 落ち葉の除去			

(3)農地における標準的な除染方法の例

① 1キログラム当たり5,000ベクレルを超える農地を含む区域など、 放射性セシウム濃度の高い地域における農地の標準的な除染作業の例は、 以下のとおりです。

種別		方法		
田	耕起済	吸収抑制資材を施用しての深耕・反転耕		
		水による土壌攪拌・除去		
		除草後の表土削り取り ^{注1}		
		周辺水路の汚泥の除去		
	耕起未済	吸収抑制資材を施用しての深耕・反転耕		
		水による土壌攪拌・除去		
		除草後の表土削り取り		
		周辺水路の汚泥の除去		
	畦畔	除草 表土削り取り		
	耕起済	吸収抑制資材を施用しての深耕・反転耕		
畑		除草後の表土削り取り ^{注1}		
	耕起未済	吸収抑制資材を施用しての深耕・反転耕		
		除草後の表土削り取り		
144-44-114		吸収抑制資材を施用しての深耕・反転耕		
牧草地		牧草の削り取り		
農業用ため池		汚泥浚渫 除草		

	樹皮の洗浄	粗皮削り	剪定	除草
永年性作物	吸収抑制資材	すの施用		
	除草後の表力	上削り取り		

注1…他に有効な除染方法がない場合のみ実施

② 1キログラム当たり5,000ベクレル以下の農地を含む区域など、 比較的放射線量の高い地域における農地の標準的な除染作業の例は、以下のとおりです。

種別		方法		
田	耕起済	吸収抑制資材を施用しての深耕・反転耕		
		周辺水路の汚泥の除去		
	耕起未済	吸収抑制資材を施用しての深耕・反転耕		
		除草後の表土削り取り		
		周辺水路の汚泥の除去		
	畦畔	除草		
	耕起済	吸収抑制資材を施用しての深耕・反転耕		
畑	耕起未済	吸収抑制資材を施用しての深耕・反転耕		
		除草後の表土削り取り		
牧草地		吸収抑制資材を施用しての深耕・反転耕		
		牧草の削り取り		
農業用ため池		汚泥浚渫 除草		
7. /T. htt. // thm		樹皮の洗浄 粗皮削り 剪定 除草		
永年性作物		吸収抑制資材の施用		

③ 1キログラム当たり2,000ベクレル以下の農地の地区は、計画期間内に、目標である1キログラム当たり1,000ベクレルまで放射線量が低減すると考えられることから、土壌調査等を実施し、放射線量の低減経過を確認して、除染作業内容について検討します。

なお、水田については、原則として、一定期間主食用米の生産を行わず、農地保全を兼ねた深耕をはじめとした除染を行います。

加えて、放射性セシウムを吸収する能力が高いと考えられている植物により土壌から吸収させて回収する技術(ファイトレメディエーション技術)について、その有効性を確認しながら積極的に取り組みます。

(4) 南相馬市除染推進委員会(仮称)の設置

施設・土地の用途等に応じた除染方法については、放射性物質、土壌その他の除染等に関する専門家及び市関係職員で構成する南相馬市除染推進委員会(仮称)を設置し、以下の手順でより適切な方法にて除染を実施できるようにします。

- ① 市は、除染を委託業務により行います。その際、当該委託業務の契約 の相手方となる候補者の特定を指名型プロポーザルにより実施し、安全、 効果的かつ効率的な除染の方法について幅広く関係事業者等に求めてい きます。
- ② 南相馬市除染推進委員会(仮称)は、上記指名型プロポーザルに係る 選考委員会を兼ねることとし、本市の放射性物質による環境汚染のレベルに応じた除染方法、除去物処理その他効果的かつ効率的な除染を実施するうえで有益な知見を活用できる候補者を選定します。
- ③ 南相馬市除染推進委員会(仮称)は、定期的に除染の結果を評価し、これに基づき除染方法等について助言・指導を行います。また、これを継続して行うことで将来目標の早期達成を目指します。

(5) 警戒区域及び計画的避難区域の除染との連携・調整

警戒区域及び計画的避難区域となる小高区の全域と原町区の一部は、放射性物質汚染対処特別措置法に基づいて除染特別地域に指定され、国が直轄で除染を実施することになります。現在、小高区域内で除染モデル事業を実施しており、今後その結果を踏まえ、特別地域内除染実施計画を策定し、段階的に除染を進めることになります。その際、市は国と除染の方法等について充分に連携、調整を図りながら実施することとしています。

5. 除染の着手予定時期及び完了予定時期

(1) 生活圏

原則として、平成24年2月から平成26年3月末までとします。 このうち、平成23年度には、約3,700棟の住宅等及びその敷地 について除染を行います。なおスケジュールについては、別添4「南相 馬市除染スケジュール(生活圏)」のとおりです。

(2)農地

原則として、平成24年2月から平成26年3月末までとします。 ただし、農地の一部については、平成24年2月から平成29年3月 末までとします。

6. 除去土壌及び除染に伴い発生した廃棄物の収集、運搬、保管 及び管理に関する事項

除染に伴い発生する土壌等(土壌、草木、堆肥、ごみ等:以下「除去土壌等」という。)については、国が設置する中間貯蔵施設等に搬入します。

しかし、国による中間貯蔵施設設置には3年間の期間を要し、これを待っていたのでは迅速な除染が進まないことになります。

このことから、市では、除去土壌等の保管等について、国の中間貯蔵施設等が設置されるまでの3年間、一時集積所及び仮置き場を設置し、迅速な除染を進めることにより、市民が安全で安心して生活できる環境づくりに努めます。

(1) 各行政区が管理する一時集積所の設置について

市が実施する除染作業並びに地域住民独自の除染作業による除去土壌等については、当該行政区内等に一時的に集積可能な集積所を設置します。

なお、市が実施する除染作業の除去土壌等については、その量が膨大になることが想定されることから、一部の除去土壌等については、一時集積所に集積せず、除染作業後、市で管理する仮置き場へ直接搬入します。

①各行政区の一時集積所について

各行政区で発生した除去土壌等については、可燃物と不燃物などに 分別して土嚢袋等に梱包し、各行政区内に設置する一時集積所に搬入 します。なお、市街地など集積所の確保が困難な行政区については、 近隣行政区と連携し集積所を確保することも可能とします。

②一時集積所の形態について

一時集積所の形態については、集積所に予め遮水シートを敷き、その上にフレコンバッグ (大型収納袋)等を設置します。除去土壌等が入った土嚢袋等はこのフレコンバッグ等の中に投入することとします。 なお、雨水浸入防止のためにフレコンバッグ等を遮水シートで覆います。

③一時集積所の設置期間について

市内の生活圏における除染作業期間に合わせ、概ね2年間としますが、各集積所に2年間保管することではなく、集積された除去土壌が入った土嚢袋の回収については、市で設置する仮置き場へ定期的に搬入します。

(2) 市が管理する仮置き場の設置について

各行政区内の一時集積所に集積された土壌等については、市で管理する仮置き場に搬入します。

なお、地域住民独自の除染作業及び市が実施する除染作業による一部の除去土壌等については、その管理や地域住民の安心のためにも、市で管理する仮置き場を早期に供用開始し、そこに搬入する必要があります。このことから、仮置き場の候補地選定については、周辺住民に対して説明会等を開催するなど、地域住民の合意形成を図ります。

①仮置き場の設置について

市が管理する仮置き場については、一時集積所から搬入可能な場所に整備します。なお、仮置き場は鹿島区、原町区へ各1箇所設置します。 また、小高区については、国が設置します。

②仮置き場の選定について

土地利用や環境保全などの視点での仮置き場候補地の選定基準を明確 に示し、周辺住民の合意形成を図ります。

③仮置き場の形態について

仮置き場の形態については、土壌等を地下若しくは地上に遮水シートを敷いた上に置き、その上に、さらに遮水シートで覆う構造とします。 また、施設から発生する水分等は集水し、外部に流出しないものとします。

④仮置き場の設置期間について

仮置き場の設置期間は概ね3~5年間としますが、国による中間貯蔵 施設の設置後、速やかに除去土壌等を搬入します。

(3) 中間貯蔵施設等について

中間貯蔵施設等の確保やその安全性の確保については、国が責任を持って行いますが、その工程や早期設置を含めて、国へ強く要望します。

(4) 一時集積所及び仮置き場の安全の確保

除去土壌等の集積及び仮置きにあっては、地域住民の安全・安心を最優先で考慮し、また、周辺の生活環境への配慮が必要となります。このため、

一時集積所及び仮置場の敷地境界において、遮へいを行いかつ定期的に空間線量率を測定するなど継続した放射線モニタリングを実施します。

加えて、放射性物質の漏洩による地下水汚染の防止に留意するとともに、その健全性を確認するため、地下水の放射性物質検査を行います。

さらに、必要に応じて害虫対策や、悪臭対策、防火対策を講じることとします。

(5) 一時集積所から仮置き場までの運搬

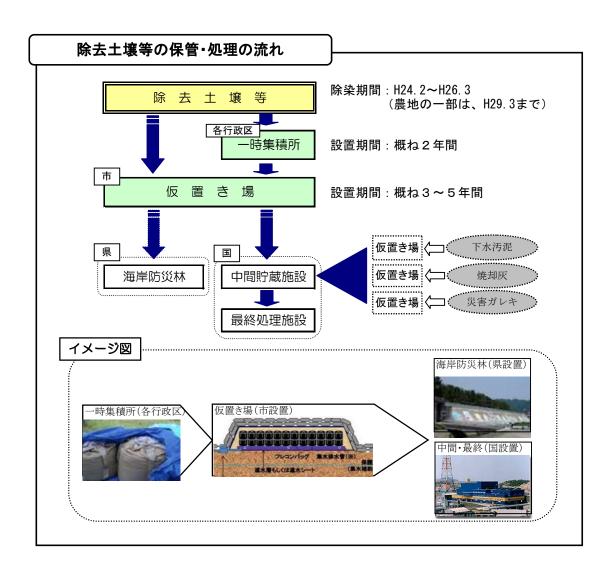
一時集積所から仮置き場への運搬については、一時集積所に長期間除去 土壌等が保管されることのないように迅速に行います。

また、運搬にあたっては、適当な容器を用いるなど、飛散流出防止に配 慮します。

(6) 除去土壌等の保管

除去土壌等の保管にあたっては、前述のとおり、遮へいの実施と継続的な放射線モニタリングの実施、地下水の放射性物質検査などを実施し、地域住民の安全・安心を最優先で考慮します。

また、除染で生じる除去土壌等の量は、膨大な数になるものと考えられます。このことから、除去土壌等の減容に取り組むこととし、新たな技術の開発等に注視し、効果的かつ効率的な技術を積極的に取り入れていくこととします。



7. その他

(1)継続的なモニタリングの実施

除染後であっても、地形や気候その他の事由により、再度、空間線量率が高くなる可能性も否定できません。このため、地区住民の皆さんの協力を得て、モニタリングを継続して行います。

(2) 除染結果の公表

除染の実施内容及びその効果について、適宜適切に市民に公表していきます。

(3) 事業者が留意すべき事項

南相馬市の委託を受けて除染等を行う事業者は、除染等に従事する者の放 射線防護等労働安全衛生に細心の注意を払い、当該従事者が受ける放射線量 を適切に管理するよう指示します。

(4) 市民と協働による除染活動の推進

本計画に基づいて市が主体となって、除染に取り組みますが、汚染の範囲が広大であるため、行政だけで早急に除染を進めるのは困難です。

このことから、市は、市民の皆さんへの支援を行い、市民と協働による除 染活動を推進します。

(5) 除染作業に伴う財源の確保

福島第一原子力発電所事故による放射能漏洩については、事業者である東京電力株式会社及びこれまで原子力政策を推進してきた国が全責任を負うものであり、本来は、東京電力株式会社及び国において、速やかに除染を実施するものです。

このことから、本計画及び次期計画等の除染に関する経費については、その全額を国及び東京電力株式会社に対して負担を求めてまいります。

【お問い合わせ先】

南相馬市市長公室除染対策室

TEL 0244-24-5257 FAX 0244-24-5214

E-mail josentaisaku@city.minamisoma.lg.jp